

# 社会福祉法人宝成会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝成会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（以下理事長という）については、報酬を支給する。
- (2-1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2-2) 役員の報酬の総額の上限は、別表1、2に定める額とする。

## (理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額とする。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び報酬の総額の上限については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(交通費の支給)

第6条 理事長の交通費は支給しないものとする。

- (2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の交通費は支給しないものとする。
- (3) 非常勤役員等の交通費は、実費として旅費規程の通り車の場合は、20円/1kmとして算出する。電車、バス等の運賃、高速代金は実費計算する。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、銀行の前営業日に支払う。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年12月20日より施行する。

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 400,000円
報酬の総額の上限	年額 4,800,000円

別表2 (非常勤職員の報酬)

## (1) 評議員

	日額
評議員会への出席1回	10,315円
総額の上限(年数回)	70,000円

## (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席1回	10,315円
総額の上限(年数回)	70,000円

## (2) 監事

	日額
理事会及び評議員会等への出席1回	10,315円
施設の内部監査及び行政監査に立ち会った場合や監査研修等の参加の場合(1回)	30,948円
① 理事会及び評議員会の総額上限	140,000円
② 施設の内部監査及び行政監査に立ち会った場合や監査研修等の参加の場合総額上限	160,000円
① + ② 合計の総額の上限	300,000円